

最高裁秘書第2464号

令和7年7月25日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、東京地方裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

東京地裁令和3年（ワ）第22324号において実施された和解勧告に関する弁護士会からの申し入れ内容が書いてある文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年10月18日付け（同月22日受付）

2 答申番号

令和7年度（情）答申第16号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）